

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の
提出を求める公示

平成19年5月2日

近畿地方整備局

大和川河川事務所長 藤井 政人

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、亀の瀬地すべり防止区域の管理に関して、「地すべり防止区域の管理移管」及び「移管後の地すべり地の管理」に関する検討を行い、併せて地すべり地の利活用計画（整備計画）を策定することを目的とするものであり、全国の地すべり対策事業の実態や地すべり防止区域の管理実態を把握しており、地すべり防止施設の管理移管に関する特殊な専門的な知識と豊富な経験及び亀の瀬地すべり地の管理手法についてこれまでに蓄積された技術力が必要であることから、（財）砂防フロンティア整備推進機構（以下、「特定公益法人等」という）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名	平成19年度亀の瀬地すべり概成移管に伴う管理手法検討業務	
(2) 業務内容	計画準備	1式
	資料収集整理	1式
	地すべり管理手法の検討	1式
	跡地整備計画の検討	1式
	地すべり対策事業概成後の管理移管に伴う引継事項の検討	1式
	亀の瀬地すべり管理委員会の運営支援	1式
	報告書作成	1式
(3) 履行期限	平成20年3月31日	

3. 業務目的

本業務は、亀の瀬直轄地すべり対策事業における現状の管理上の課題を整理し、地すべり対策事業概成後に大阪府へ移管する具体的な資料や施設の選定、移管後の施設・区域管理手法・ツールの検討、及び地すべり地の利活用計画（整備計画）を策定することを目的とするものである。また、地すべり対策事業概成後の管理手法を確立するために「亀の瀬地すべり管理委員会（仮称）」の運営支援を行うものである。

4. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

1) 基本的要件

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

地すべりの長期的な安定を確保するために必要となる地すべり防止施設等の総括的な運営要領・システムを構築する能力を有すること。

「砂防指定地及び地すべり防止区域における宅地造成等の大規模開発審査基準（案）」の見直しに参画するなど、各地における開発審査支援、設計支援に係る業務経験を有し、地すべり防止区域内における行為の制限を熟知していること。

砂防行政に精通し、地すべり対策事業概成後における管理手法を立案できる能力を有すること。

3) 業務執行体制に関する要件

本業務を執行するために必要な(2)で規定する「資格要件」「業務実績」を有する技術者が適正に配置可能なこと。

4) 業務実績に関する要件

平成14年度以降に、業務が完了し、引き渡しが進んでいる業務で、国の機関又は地方公共団体の発注による、下記に示される同種業務の実績を元請けとしてすべて有していること。

同種業務： 地すべり対策事業概成に伴う管理移管に関する業務

地すべり防止区域内行為による地すべり安定性評価に関する業務

- (2) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

配置予定管理技術者

・資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

ア) 技術士(総合技術監理部門)を有する者

イ) 技術士(建設部門)を有する者。ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者の場合には、13年以上の実務経験を有する者。

ウ) R C C M (河川、砂防及び海岸・海洋部門)を有する者。

エ) 当該業務に関する研究者で博士の資格を有している者。

・同種業務の実績

平成14年度以降に、業務が完了し、引き渡しが進んでいる業務で、国の機関又は地方公共団体の発注による、下記に示される同種業務の実績をすべて有している者。

同種業務： 地すべり対策事業概成に伴う管理移管に関する業務

地すべり防止区域内行為による地すべり安定性評価に関する業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒583-0001

藤井寺市川北3-8-33

国土交通省近畿地方整備局 大和川河川事務所

経理課 契約係

電話：072-971-1381(代)(内線224)

FAX：072-971-1460

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成19年5月2日から平成19年5月14日まで

(土、日曜日及び祝日は除く。交付時間は9時00分から16時00分まで)

交付場所 (1)に同じ。

提出方法 手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限 平成19年5月14日16時00分

提出場所 (1)に同じ。

提出方法 持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：

平成19年6月8日16時00分

(4) 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

7. Summary

(1) Subject matter of service:

Landslide management investigation after disaster prevention construction in Kamenose

(2) Time-limit to express interests:

4:00 P.M. 14 May 2007

(3) Contact point for documentation relating to proposal:

Yamatogawa river office, Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land,
Infrastructure and Transport, 3-8-33, Kawakita, Fujiidera-city, 583-0001, Japan
Tel 072-971-1381 Fax 072-971-1460

(4) Name of administrator in charge of the contact and division which he or she belongs:

Yamatogawa river office, Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land,
Infrastructure and Transport, 3-8-33, Kawakita, Fujiideara-city, 583-0001, Japan
Tel 072-971-1381 Fax 072-971-1460

以 上